

令和元年10月1日から自動車の税が大きく変わります

令和元年度税制改正により、自動車税と自動車取得税について、令和元年10月1日から新制度が適用されます。

1 自動車税（種別割）の税率引下げ

自動車税の名称が自動車税（種別割）に変わります。制度は現行と同様です。

令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた**自家用の乗用車（登録車）**と**キャンピング車**について、自動車税（種別割）の税率が引き下げられます。

令和元年9月30日以前に登録を受けた自動車の税率は変更されず、今までどおりです。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率】

総排気量	現行	引下げ後（引下げ額）
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円（▲4,500円）
1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円（▲4,000円）
1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500円	36,000円（▲3,500円）
2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円（▲1,500円）
2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000円	50,000円（▲1,000円）
3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円（▲1,000円）
3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500円	65,500円（▲1,000円）
4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円（▲1,000円）
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000円	87,000円（▲1,000円）
6.0ℓ超	111,000円	110,000円（▲1,000円）

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたキャンピング車の税率】

総排気量	現行	引下げ後（引下げ額）
1.0ℓ以下	23,600円	20,000円（▲3,600円）
1.0ℓ超 1.5ℓ以下	27,600円	24,400円（▲3,200円）
1.5ℓ超 2.0ℓ以下	31,600円	28,800円（▲2,800円）
2.0ℓ超 2.5ℓ以下	36,000円	34,800円（▲1,200円）
2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,800円	40,000円（▲800円）
3.0ℓ超 3.5ℓ以下	46,400円	45,600円（▲800円）
3.5ℓ超 4.0ℓ以下	53,200円	52,400円（▲800円）
4.0ℓ超 4.5ℓ以下	61,200円	60,400円（▲800円）
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	70,400円	69,600円（▲800円）
6.0ℓ超	88,800円	88,000円（▲800円）

2 自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の見直し

グリーン化特例が延長され、令和2年度までに初回新規登録された自家用の自動車の対象となります。また、令和3年度及び令和4年度に購入した自家用の乗用車について、購入した翌年度に課税される自動車税（種別割）の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

軽減されるのは、初回新規登録年度の翌年度1年度限りのため、翌々年度からは、通常の税率が適用されます。

【グリーン化特例（軽課）による自家用の乗用車に係る軽減割合】

対 象 車		特例措置（～令和2年度購入）	令和3年度及び令和4年度購入
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 			標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と燃費性能の両方を満たすガソリン車	排出ガス性能 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車「☆☆☆」又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	燃費性能 平成32年度燃費基準＋30%達成車	標準税率より 概ね 75%軽減 軽減なし
		平成32年度燃費基準＋10%達成車	標準税率より 概ね 50%軽減 軽減なし

3 自動車取得税の廃止と環境性能割の導入

自動車取得税が廃止され、自動車税（環境性能割）が導入されます。納める人、税額の計算方法、納める方法等は現行の自動車取得税と同様です。

【環境性能割の税率】

燃費基準達成度等	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準＋20%達成車			
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準＋10%達成車	1.0%		
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	0.5%
☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車＋10%達成車	3.0%	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%

4 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した**自家用の乗用車（新車・中古車）**について、自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）の税率が1%軽減されます。

【登録車（自家用乗用車）】

燃費基準達成度等	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成車		
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車	1.0%	1.0%
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車	2.0%	
上記以外の車	3.0%	2.0%

【軽自動車（自家用乗用車）】

燃費基準達成度等	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車		
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車	1.0%	1.0%
上記以外の車	2.0%	

※ [総務省作成のポスター](#)、[総務省・地方税共同機構作成のリーフレット](#)をご覧ください。

【自動車税（種別割）についてのお問合せ先】

○香川県県税事務所 自動車税課
〒760-0068
高松市松島町1丁目17-28（香川県高松合同庁舎内）
電話：（087）806-0314

【自動車登録時の自動車税（環境性能割・種別割）についてのお問合せ先】

○香川県県税事務所 自動車税課
〒761-8023
高松市鬼無町佐藤20-10
電話：（087）881-3858

【軽自動車税（環境性能割）についてのお問合せ先】

○（一社）全国軽自動車協会連合会 香川事務所
〒769-0103
高松市国分寺町福家甲1258-19
電話：（087）870-6657